

西中生の生活について②

1 生徒会活動

(1) 専門委員会活動（前期・後期制）

生徒会本部（会長 副会長 議長 副議長 書記）

学年協議会（学級代表）

生活委員会 保健委員会 体育委員会 広報委員会 整美委員会

放送委員会 図書委員会 園芸委員会 学習委員会 給食委員会

交通安全委員会 ボランティア委員会

特別委員会（選挙管理委員会 花崎祭実行委員会 合唱推進委員会）

(2) 生徒会行事

花崎出合いの会（4月） 体育祭（5月） 花崎祭（10月）

3年生を送る会（3月） 等

～掛西学園繋がる宣言～

掛西学園に関わる保・幼・小・中・地域の方などのすべての人と繋がりを持ち、互いに支え合える存在であるために、3つの”繋がる”を大切にします。

1、自分と繋がる。

- ・自分らしさを知って自分を好きになります。
- ・人に流されず自分で判断して行動します。

2、仲間と繋がる。

- ・思いやりの心を持ち、仲間と協力します。
- ・相手の良さ、個性を大切にします。

3、周りと繋がる。

- ・自分から声をかけ、”繋がり”の輪を広げます。
- ・家族や地域の人へすすんで明るい挨拶をします。
- ・地域行事に積極的に参加し、関わりを深めます。

私たちは、誰もが過ごしやすい掛西学園をつくれます。

2 校外生活

以下の17の項目が補導の対象になっています。

- ①飲酒 ②喫煙 ③薬物乱用 ④粗暴行為 ⑤刃物等所持 ⑥金品不正要求
- ⑦金品持ち出し ⑧性的いたずら ⑨暴走行為 ⑩家出 ⑪無断外泊 ⑫深夜徘徊
- ⑬怠学 ⑭不健全性的行為 ⑮不良交友 ⑯不健全娯楽
- ⑰その他（上記の行為以外の非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのある行為）

3 服装及び所持品

華美にならないよう心がけ、知性と品位のある身なりをする。

(1) 学校生活には制服を着用する。

ア 男子の制服について

- ・ホックは集会時にはしめる。
- ・冬服 黒学生服 黒ズボン ワイシャツ
- ・夏服 黒ズボン ワイシャツ
※暑さ対策として準制服ポロシャツの着用を認める。
- ・学生服・ズボン（標準タイプ）
- ・ワイシャツ 標準タイプ
- ・ベルト 黒で不必要な飾りがないピンタイプのもの。

イ 女子の制服について

- ・冬服 紺のセーラー服（胸当てつき）紺のスカート ネクタイ
- ・夏服 白のセーラー服（半袖、七分袖もよい）紺のスカート
※暑さと費用等の対策として準制服ポロシャツの着用を認める。（式、行事は制服で参加）
- ・スカートはひだの数 24 本くらい。スカートの裾の長さは膝が見えない程度とする。

ウ 準制服ポロシャツについて（夏季）

- ・白無地のポロシャツで左胸にポケットのあるもの。ワイシャツまたはセーラーの代わりであることからメーカーロゴ等もついていないものとする。

(2) 靴下は白、黒、紺（ワンポイント可）

(3) 校内では指定の名札を制服の左ポケットのところに付けて生活する。

(4) 髪型

ア 清潔で活動的な髪型とする。

イ 前髪は文字など書くときじゃまにならない長さとする。

ウ 後ろ髪は襟につく長さになったら一つか二つにまとめ、黒、紺、茶のゴムで縛るか三つ編みにする。また、縛った髪は背中側にまとめる。

エ 脱色、パーマ、毛染めは禁止する。

(5) 眉毛は自然であること。（自分でいじらないし、他人にもいじらせない）

(6) ピアスは禁止とする。

(7) バッグは指定されたものを使用する。

ア 余分な装飾品をつけない。お守りはバックの中に入れる。防犯ベルはつけてもよい。

イ どうしてもバックに入らない物は、派手でない手提げ袋を使用してもよい。

(8) 履き物

ア 体育、通学靴は運動靴で紺、黒、白を基調とする。メーカーは問わない。紐やソール、メーカーロゴ、ラインなどは、落ち着いた色とする。

イ 上靴は、バレエシューズ型でラインは学年色とする。（学校指定）

(9) 体操服（上）学校指定の白半袖または長袖シャツ。

（下）ハーフパンツ

(10) 体操服の名札は左胸に付けること。

- (11) 防災頭巾 小学校で使用していたものでよい。
- (12) 雨傘、日傘ともに指定はない。必ず記名すること。
- (13) 服装の注意事項
- ア 上着の下はワイシャツ、派手でないセーター、トレーナーとする。
- イ 登下校は制服とする。暑さに応じて帽子の着用したり、日傘を使用したりする。
- ウ 自転車通学者（女子）はジャージ（下）をはいてもよい。
- エ 大雨のときはジャージで登校してもよい。（登校後に制服に着替える）
- オ 授業は原則的には制服で受ける。（風邪等でジャージを着用する場合は担任と教科担任の許可を得る。）
- カ 清掃の服装は、男子は上着をとってハーフパンツで行う。女子はネクタイをとり、スカートを脱いで、ジャージ又はハーフパンツで行う。（ただし寒いときはジャージを着用してよい）上着、ネクタイ、スカートはロッカーに入れておく。

4 更衣および防寒着の着用

- (1) 更衣期間は設けず、気候や体調によって過ごしやすい服装を自分で判断する。
- (2) 防寒着の着用
- ア セーター、ベスト、カーディガン
- ・下着やワイシャツ等を着用した上で更に寒い場合に着用する。セーター等の色は単色で紺や黒など公の場にふさわしいものとする。
- イ 手袋、マフラー
- ・種類や色の指定はない。特別授業の許可以外は通学のみに使用する。
 - ・昇降口で脱着し、教室ではバッグやロッカーに入れておく。
- ウ コート
- ・通学のみに使用する。教室のロッカーに整頓しておけるものとする。
 - ・派手な色や柄物は避ける。
 - ・脱着はバッグを背負う関係上、教室でよい。
- エ ウインドブレーカー
- ・部活動で使用しているものを本人が使用することは可とする。
 - ・通学のみに使用する。脱着や保管はコートと同じ。
- オ ジャージウェア
- ・制服の下に着用して生活しない。
 - ・「授業は制服で受ける」という原則から、保健体育等以外の授業中に羽織ることはしない。ただし、体調不良者は担任や教科担任に断って使用できる。
 - ・清掃時、上に羽織ることはよい。
- カ タイツ
- ・黒のタイツ（レギンス、トレンカ）の着用を認める。
 - ・タイツを着用するときに限り、同系色の靴下を履いてもよいこととする。
- キ 使い捨てカイロ
- ・使用可とし、使い終わったらカイロは持ち帰ること。
- ク 帽子類
- ・毛系の帽子は特別な理由がない限り禁止。

5 自転車通学

自転車通学者は、自転車を指定された場所に奥から整頓して並べ、施錠をしておく。ヘルメット未着用などの約束違反が多かったり、重大な交通違反があったりするときには自転車通学を停止することがある。

(1) 許可について

ア 一般許可（下記の条件を満たす場合、自転車通学の許可をします）

- ・通学距離が、原則として2km以上あるもの。
- ・地区指定「原川、岡津、高御所、領家、篠場、細田、沢田、平野、梅橋、徳泉、結縁寺、東名より南の亀の甲、久保、駅南口前の通りより東の神代地」とする。

イ 特別許可

- ・身体的理由等により徒歩通学が困難だと認められる場合

(2) 自転車について

ア スタンドは両スタンドとし、ライト、ベル、鍵のついているものとする。

イ 自転車の荷台と前籠のあるなしについては各家庭の判断に任せるが、ヘルメットや雨合羽を入れるためにどちらかはあった方がよい。駐輪場のスペースの関係で荷台へのサイド籠は折り畳み式であってもつけない。

※ア、イの基準によって許可された場合には、許可証の発行を受け、自転車には所定のステッカーをつけ、ヘルメットを着用して通学する。

ウ ヘルメット及び雨合羽について

- ・ヘルメットは、荷台に縛るか、前籠に入れる。荷台も前籠もない場合は教室の自分のロッカーに保管する。
- ・雨合羽は風にとばされぬよう自転車に縛りつけて保管する。
- ・雨合羽は、安全のためシルバーまたはクリーム色とする。

(3) 自転車通学のきまり

ア 安全のためバックはしっかり背負い、ヘルメットを着用し、あごひもをしっかり締める。

イ 雨降りの時は、雨合羽を着る。

ウ 登下校は指定された通学路を通る。

エ 自転車置き場は早く来た者から学年毎北側からつめて置く。

オ ステッカーをつける。（学校から配付）

カ 点検済みのステッカー、TSマークがあるものが望ましい。

キ 自転車に余分な装飾品をつけない。

ク 保険に加入する。※2019年4月1日より保険加入義務化が施行

※自転車通学を希望する人は、「自転車通学許可願い」（別紙）を11月17日(木)までに注文書と一緒に中学校の事務室に提出するようにお願いします。

※自転車通学の許可申請について確認事項がある場合には、中学校より11月25日(金)までに連絡します。連絡がない場合は許可決定となります。

6 タブレットの使用について

(1) 管理方法

- ア 朝（登校後）は個人で管理をする。充電したい場合は保管庫入れる。
- イ 授業時は、落下や紛失に気を付ける。
- ウ 給食時間内にタブレットは使わない。
- エ 昼休みや休み時間は学習や係。委員会、部活動など、学校生活にふさわしい活用をする。
- オ 創自前後には、創自時の落下防止のため保管庫にしまうかかばんの中にしまう
- カ 原則、毎日持ち帰る。急な大雨など持ち帰りが難しい場合は、必ず担任の先生に相談して置いていってもよい。

(2) インターネットに関する注意事項

- ア インターネット上でも、普段の生活と同じルールとマナーを守る。
- イ 他人の個人的なことは聞かない。
- ウ 他人の写真を勝手に撮らない。（肖像権保護のため）
- エ 自分も他人も、顔・名前・住所・電話番号などの個人情報は出さない。
- オ 学校生活に関する内容や写真、動画等は、家庭の端末に学習用 iPad から送らない。また、SNS に載せない。
- カ ID やパスワードは、家族と学校以外には絶対に教えない。
- キ 他人のミスを大げさに責めない。
- ク メッセージを送る前に、内容をよく見直す。
- ケ 相手に直接言えないことは書きこまない。